

令和5年 第5回鳥羽市農業委員会

開催日時：令和5年 5月 24日（水）

午前 10：00～13：05

開催場所：鳥羽市役所西庁舎 3階 中会議室

議 事

1.開 会

2.挨拶

3.議事録署名人の指名（議事録署名人の指名 木田委員・山本委員）

5.議 事

第1号議案

農地法第5条の規定による許可申請の承認について

第2号議案

農地法第5条の規定による許可申請の承認について

第3号議案

農地法第5条の規定による許可申請の承認について

第4号議案

農地法第5条の規定による許可申請の承認について

第5号議案

農地法第5条の規定による許可申請の承認について

第6号議案

農地法第4条の規定による許可申請の承認について

第7号議案

農地法第4条の規定による許可申請の承認について

第8号議案

農地法第3条の規定による許可申請の承認について

第9号議案

非農地通知申出について

6. 報告事項

－

7.そ の 他

－

8.閉 会

※出席委員 9 名

田畑 裕美 齋藤 又五郎 成瀬 きぬ代

木田 三男 下村 一登 山本 隆

小池 日出美 上村 達男 尾崎 勘七

※欠席委員 3 名

佐々木 修 竹内 和雄 河邑 源一郎

※農地利用最適化推進委員 5 名

上村 昌芳 中村 益己 小林 安太郎

樋尾 修 木下 智博

※欠席推進委員 0 名

※事務局

局長 吉川 国博 次長兼書記 田畑 良樹 事務員 松本 伊織

会計年度任用職員 寺尾 勝治 東浦 勉

件名	第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請の承認について
補足説明	(委員3) 申請者が家を建てる時には申請地はもう畑ではなかったと思います。ずっと前から道になっていたようです。 (推進5) 委員さんの説明のとおりです。
委員質疑 及び 事務局応答説明	【質疑・応答】 なし
議事結果	承認 (全員賛成)

件名	第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の承認について
補足説明	(推進1) 現状は平地になっています。ずっとそのような状態でしたので、これから畑をすることも不可能かと思いますので、仕方がないと思います。
委員質疑 及び 事務局応答説明	【質疑・応答】 (9番) 環境課から当該事業者へ連絡済とありますが、地域住民との調整という感じでしてもらったのでしょうか。 (事務局) そこまではしていません。 (会長) これは、環境課が説明会か何かを開いたということで、当該事業者へ連絡したということなのですか。 (事務局) 環境課が管理運営している再エネ条例というルールの中では該当していないとのこと。 (9番) どの程度の調整をもらったのか、周辺住民に説明してもらったのか、を環境課に聞いてもらいたい。 (事務局) はい、伝えます。基本的には環境課がやっている内容というのは、事前相談として事業計画などを環境課へ出してもらって、地元住民さんとの調整は重要ですから、ちゃんとしてくださいねという風に配慮をしているのが現状です。その中で、ちゃんと話をしてもらえましたか、ということは改めてもう1回確認するようにします。
議事結果	承認 (賛成多数)

件名	第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の承認について
補足説明	(委員1) この地域はイノシシ、シカとサルの獣害が非常に多く発生しており、周りを全部獣害駆除の2～2.5mの高さの柵でぐるっと囲んである中に申請地が入っています。農道が道幅1.8m、コンクリート幅1.5m前後で資材を運ぼうとすると、この農道は非常に傷んでおり、道路が割れてくるというような状態になっている。このフェンスの中で作業をすると農道を壊してしまうことになるため、そうなった時に農道を復旧してくれるのかということを聞いていただきたい。4号、5号議案もフェンスで囲んである同じ地域にありますのでその分も十分審議してください。

	(推進4) 委員さんに言っていただいたとおりです。
委員質疑 及び 事務局応答説明	【質疑・応答】 (委員1) 農道の所有者は鳥羽市です。道路は必ず壊れてきますし、今も壊れかかっています。この農道はメイン道路みたいな物で市役所の方から指導をしていただきたいと思います。もし復旧は出来ないということになると後々、鳥羽市が復旧をしないといけないということになります。鉄板でも敷いて入ってもらわないと無理です。鉄板を敷くだけでも2~300万のリース料がかかります。町内会で協議してくださいという話では収まらないと思う。3、4、5号議案一緒です。昔から農業をやっている人へ負担がかかったときのことが心配です。 (会長) あの狭い道の路肩を走ったときに必ずヒビ割れが出来ると思いました。3号、4号、5号と同じ事業者ですから、最初に地元の耕作している人、この道を使っている人たちが納得いくように事業者から説明をもらって、地元の人たちに同意をもらってから案件としてここへ挙がってくるというのが一番と私は思う。 (委員4) これからもこういう問題はどんどん出てくると思いますので、そういう問題にならないように、審議出来るような形であれば良いなと思います。何かをしようと思ったらまずその地域の方々に話をしてそれから進めていくのが人としての常識だと思います。 (事務局) 申請書の中には、万一、周辺農地に被害を及ぼしたときには当方で責任をもって解決すると書かれています。これは道路の復旧だけではなく、この工事に伴って何か被害が発生したときにはそれを責任をもって解決しますということです。 (委員6) 今ここで採決をとるのではなく、やっぱり一回戻して再度提出された方がいいと思います。 (委員10) 事務局や環境課には住民の立場も考えてもらったうえで、相談済というのがどんなことを相談したのか、私たちが文書を見てわかるような具体的な物が欲しいと思います。
議事結果	継続審議

件名	第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の承認について
補足説明	3号議案と同じ
委員質疑 及び 事務局応答説明	【質疑・応答】 なし
議事結果	継続審議

件名	第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請の承認について
補足説明	3号議案と同じ
委員質疑 及び	【質疑・応答】 なし

事務局応答説明	
議事結果	継続審議

件名	第6号議案 農地法第4条の規定による許可申請の承認について
補足説明	(推進1) 道を造って家を建てたいという申請です。分筆して畑も残しますし、今建てている家が建たないので認めるべき案件と感じました。
委員質疑 及び 事務局応答説明	【質疑・応答】 なし
議事結果	承認（全員賛成）

件名	第7号議案 農地法第4条の規定による許可申請の承認について
補足説明	(委員13) 申請地は地域内で一番田んぼの多い地区で、農道、排水路に囲まれた約10000㎡の土地が一区画になっておりまして、全面にセイタカアワダチソウ等が茂っていたが、そこに太陽光発電をするためのパネルをつける杭が打たれており、草は刈り取ってありました。太陽光発電をするにはいい場所ではあると思うが、農道が狭くて車のすれ違いができないので、稲の刈り取り時期を避けて資材搬入等する必要があると思います。 耕地整理をして田んぼをするほどの水がなく、田んぼを作っている方も夏場になると水の確保に苦労しているような状況です。ヤシを育てるということですが、ヤシの水やりをするのに夏場になると排水路には全然水がありません。井戸を掘ったり、雨水を溜めて水を確保することがヤシを育てるのには必要になるということは業者には言っております。一度、町内会に話し合いをもったときに誓約書が業者の方から町内会長に渡っております。その場所でソーラーをするのは迷惑はかからないと思うが、草刈りをするにもソーラーをする場所だけではなく、農道がずっと走っているので、それに接している所は草刈りが必要ということとは現場確認したときに言っております。 (推進3) だいたいそのような状態です。
委員質疑 及び 事務局応答説明	【質疑・応答】 (推進3) 約3年前の説明会で、地元の要望を言おうと思ったときには、もう終わりますと言われた。この12月の説明会で地元の理解は得られなかったと書いてあるが全くそうじゃないです。本社が奈良となっておりますが、農林課の方ではちゃんと調べましたか。 (事務局) 定款を提出してもらってます。 (推進3) 地元の方は反対ではない。 (委員1) 他市で今回の申請と同じようなケースでしており、下にブルーベリーを植えてやっているのですが、2,3年経って収穫するとなったときに、収穫量のデータを出すという条件がついているという話を聞いています。ここも水が無く、植えばなしということになると枯れていく。だからそういう風な施設でやれば木が枯れていって、発電だけしていれば良いと最終的に逃げていかないかという気がしなくもない。営農ということで、3年経ったときに出荷と書いてありますから、出荷をしたときのデータをもることが必要に

委員質疑
及び
事務局応答説明

なってくると思う。やってもらうのは良いが、周りに田んぼを作っている方があるのなら、営農ということで協力していくことが大事だと思います。ここも獣害が出てくると思いますが獣害の駆除をどういう風にするのかということは特に必要じゃないですか。

(委員13) シカやイノシシが出るということを私たちも説明して、土地全体に2mくらいの柵を設けるということは言っていました。

(委員1) ヤシはどれくらい販売の金額があるのか、どれくらいで収益が上がってくるのか、これだけの大きな面積ですから相当な金がかかるはずです。電気の方は維持管理にどれだけかかって、ヤシはどれだけ収益があるか緻密に計算しているのか計画性の書面が出ているのかということです。他市の農業委員会ではそうやっているの、鳥羽市でもそうやってもらいたいと思う。

(事務局) 全国どこでも同じで、営農型太陽光発電の営農計画書は指定の様式があります。総面積、農地の面積、一体として営農を行う農地の面積の記載があり、その中で営農計画の内容で当該農地における作付け予定の作物及び作付け面積の記載がされている物が提出されています。営農に必要な農作物の期間、農業機械、農作業従事者の表記もあります。営農への影響の見込みに関して、生育に適した日照量の確保、生育に適した条件、ケンチャヤシの特性について書かれています。ケンチャヤシが一般的にどれくらいの単価が妥当なのか、あまり流通していないので比較対象がないです。県の担当者にも相談したが、まず、根拠や考え方を書面で出してもらいなさいということで、鳥羽市におけるケンチャヤシの栽培について専門家のアドバイスに基づいてというような書類が出てきていますが金額がいくらなのかというところまではもらっていないです。

(委員13) 町内会の方は、2回目の説明はまだ業者にしてもらっていないということです。

(会長) この広大な土地の草刈りを奈良から来てやるのか、地元の人を使ってやる方法、色々あると思います。

(委員1) 時代も変わって草刈りだけ請け負うという人もいないのでは。

(委員4) 営農について色々詳しいことを聞きたかったのですが、会社としても必死で営農型でやるという形だけでも作ってるのでしょうか、営農のことについては説明でよくわかりました。

(会長) 農業委員会の意見はどうだったということを参考に、また事業者と話をするのかなと、最初はこの文面を見ながら思ってたのですが、ただ何回もこのみらい農産の関係が挙がってきて、これでもう大丈夫だろうと高を括って今回出てきたと思う。

(事務局) 4条申請の許可をする判断基準については、事業の実現性が大きいと思います。地元の理解も得られていなければ実現性もない、というところは一つ大きなポイントだと思います。そういった点で、事業の実現性を再確認する必要があるので継続審議にする、ということは出来ると思います。この時点でまだそれが見えないので、いったん却下して再度申請してもらうという選択もあると思います。いずれにしても農業委員会としては、地域の農業への悪影響が有るのか、営農型太陽光事業が実施されたときに問題が発生しないのか、そういった視点での判断が重要になってきますので、地元の説明会を事業者さんがするにしても、農業委員会はどういうことを気にしてたのか、どういうところは大丈夫なのか、今回審議している途中経過を伝えた方が良いと事

委員質疑 及び 事務局応答説明	務局は思っている。こういう理由で全然駄目だということなのか、あるいは地元の理解が得られるようにしていくのであれば良いという意味なのか、それは伝えておかないと、地元で説明会をしなさいよ、としても多分地元の町内会長さんも困るということとは感じました。 (委員13) 前回もこれが出てきたときは継続審議になっているのですか。この継続審議というのは何回まで良いのか、一応期限を切って判断を示さないといけないのか。まだ町内会も今回の件について業者説明を受けていない。本来なら先に町内会へ説明されて、それを踏まえて農業委員会が判断した方が良いと思う。継続審議が続くとまた業者の方の対応としても色んなことが起きてくると思う。 (会長) 逆に質問させてもらいますが、前回この誓約書をもらったときに地元町内会長さんは納得はされてるのですか。 (委員13) 前回の町内会の説明に参加していないので知らないですけど、町内会に説明したときは物別れになったみたいです。 (会長) 地元の同意が得られるような状態の中でこの農業委員会の方でも審議をして採決をとって許可しましょう。それでは7号議案は継続審議ということにさせていただきます。
議事結果	継続審議

件名	第8号議案 農地法第3条の規定による許可申請の承認について
補足説明	(委員3) 桃取から答志へ行く市道で、新しくできた所です。その近くの所の田を買われたと思います。譲受人が漁業の合間をみて仕事をしていくのだと思います。 (推進5) 大丈夫です。
委員質疑 及び 事務局応答説明	【質疑・応答】 なし
議事結果	承認（全員賛成）

件名	第9号議案 非農地通知申出について
補足説明	(委員10) ジャングルみたいになっており、以前から畑や田んぼはなくて草がぼうぼうの所でした。親が保有していた土地を相続したようです。現地視察ではタラの木が何本も生えていました。 (推進1) 駐車場から坂を上がっていかないといけない所で、その坂を上がっていくのもなかなか大変でした。本当にジャングルのような所で畑ではないということだと思います。
委員質疑 及び 事務局応答説明	【質疑・応答】 なし
議事結果	承認（全員賛成）